

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年2月10日(水曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時21分 散会

## 付託事件

- (1) 平成27年請願第1号, 平成27年請願第2号, 平成27年請願第6号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 請願審査

- ① 平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願
- ② 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願
- ③ 平成27年請願第6号 学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願

### (2) 報告事項

- ① 水戸市保健所設置基本方針について (保健センター)
- ② 水戸市指定文化財の指定について (歴史文化財課)

### (3) その他

## 2 出席委員(6名)

委員長	田 口 米 蔵 君	副委員長	堀 江 恵 子 君
委員	田 中 真 己 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	袴 塚 孝 雄 君

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	根 本 一 夫 君	保健福祉部 参 事	長 須 賀 良 明 君
福祉事務所 参 事 兼 福祉総務課長	出 澤 秀 行 君	福祉事務所 参 事 兼 生活福祉課長	播 田 実 俊 一 君
保健福祉部 参 事 兼 介護保険課長	豊 崎 和 馬 君	保健福祉部 参 事 兼 保健 センター所長	大 曾 根 明 子 君

障害福祉課長	小	山	忠	君	高齢福祉課長	谷	津	好	行	君		
子ども課長	柴	崎	佳	子	君	国保年金課長	田	中	誠	一	君	
消 防 長	清	水	修	君	消 防 次 長	大	津	孝	司	君		
消防本部参事	黒	田	信	次	君	消防本部技監	綿	引	信	明	君	
北消防署長	鈴	木	豊	君	南消防署長	石	川		隆	君		
火災予防課長	大	内	康	弘	君	消防救助課長	大	越	唯	行	君	
救 急 課 長	石	田	宏	一	君							
教 育 長	本	多	清	峰	君	教 育 部 長	中	里	誠	志	郎	君
教育委員会 事務局教育部 参 事	今	川	宗	男	君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 教育企画課長	増	子	孝	伸	君	
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 幼児教育課長	篠	原		勤	君	教育委員会 事務局教育部 技 監 兼 学校施設課長	七	字	裕	二	君	
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 生涯学習課長	塚	原	広	孔	君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 中央図書館長	五	上	義	隆	君	
総合教育研究 所 長	小	野	司	寿	男	君	学校教育課長	三	宅		修	君
歴史文化財 課 長	白	石	嘉	亮	君	総合教育 研究所副所長	鈴	木		功	君	
内原中央公民 館 長	龍	田		理	君							
6 事務局職員出席者												
書 記	安	田	理	恵	君	書 記	嘉	成	将	大	君	

午前10時 2分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立って、小泉参事兼消防総務課長が忌引のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願いたします。

[傍聴人入室]

○田口委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願、平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願及び平成27年請願第6号 学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願につきましては、本日のところは継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

初めに、水戸市保健所設置基本方針について、執行部から説明願います。

長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 おはようございます。

私のほうから、水戸市保健所設置基本方針につきまして御説明させていただきます。

それでは、水戸市保健所設置基本方針につきまして、保健センターから提出いたしました資料の①、概要のほうで御説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

初めに、基本方針策定の趣旨でございますが、本市の現状に即した保健衛生行政を総合的に展開できるよう、保健所の設置に係る基本的な方向性を示す指針として、水戸市保健所設置基本方針を策定するものでございます。

続きまして、2番の(仮称)水戸市保健所設置の基本的方向でございます。

(1)の目指す姿といたしましては、市民の健やかな生活の実現を図るため、健康で生き生きと安心して暮らせるまち・水戸として、それを目指してまいります。

次に、(2)の基本目標でございますけれども、目指す姿の実現に向けまして、アの市民の健康増進活動の支援の拡充からオの水戸市の現状に即した独自性のある施策の推進まで、5つの目標を定めたところでございます。

(3)の管轄区域でございますが、管轄区域は水戸市域としてまいります。

(4)の設置時期でございますが、中核市への移行時期、これと合わせて開設してまいります。

また、3の（仮称）水戸市保健所の主な事務でございますが、(1)の保健所事務の概要といたしまして、アの市民の健康増進活動の支援の拡充に係る事務につきましては、市民の健康増進活動の支援を図るため、母子保健あるいは成人保健等の、いわゆる対人保健と言われる事務を総合的に実施してまいります。

イの衛生的で快適な生活環境の確保に係る事務でございますが、食品や食肉等の衛生対策、あるいは生活衛生営業関係施設に対する監視指導、そういった、いわゆる対物保健に係る事務を実施するものでございます。

ウの試験検査につきましては、食品衛生法等の規定によりまして検査施設を整備し、食品や食肉等に関する試験検査を実施するというものでございます。

エの健康危機管理でございますが、市民の生命、健康に重大な被害を及ぼす緊急の事態が発生した場合におきましては、国や医療機関などから情報を直接入手しまして、原因の究明から拡大防止策までを講ずるものでございます。

ページを返して、2ページをごらんください。

(2)の効果的な施策の推進でございますが、アの保健、医療、福祉の連携の推進につきましては、医師などの専門職の配置によりまして、専門的、技術的な知見を生かした指導や支援を実施するとともに、保健、医療、福祉の連携を図るものでございます。

イの水戸市の現状に即した独自性のある施策の推進につきましては、保健衛生行政におきまして、本市の現状に即し、市みずからの考えによる独自のきめ細かな施策を展開しまして、一層の市民サービスの向上を図ってまいるといってまいります。

続きまして、4の組織体制でございますが、総合的な保健衛生行政の拠点として、（仮称）水戸市保健所には、その表にございますように、地域保健全体の企画や地域医療等を行う総務部門、そして、母子保健や成人保健等を行う健康増進部門、感染症対策や精神保健福祉等に関することを行う保健予防部門、そして、食品衛生あるいは生活衛生関係営業等に関する対物保健関係を行う生活衛生部門、そして、食品衛生あるいは感染症関係等の試験検査を行う試験検査部門の5つの部署で設ける方向で検討していきたいと思っております。

5の職員の確保と育成でございますが、保健所には、業務上必要な専門職を多く配置する必要がございます。そのため、準備段階から計画的に職員を確保するとともに、県保健所等における研修、そのような研修によりまして、育成に努めてまいります。

また、保健所移行当初におきまして、円滑な運営を図るために、必要な人材の県からの派遣、そういったものについて、県と協議を行ってまいります。

次に、6番の（仮称）水戸市保健所の施設についてでございますが、(1)の設置場所につきましては、現在の水戸市保健センターとの一体性、あるいは水戸市医師会、あるいは茨城県衛生研究所などの関係機関との連携、これを考慮いたしまして、水戸市保健センター敷地内とすることが望ましいというふうに考えております。

また、(2)の施設の概要でございますが、今の水戸市保健センターを増築しながら、全体を保健所として整備する方向で検討してまいります。

なお、今後の施設整備については、基本的な計画を取りまとめまして、整備に向けた検討を進めてまいり

ます。

3ページをごらんください。

7の犬・猫の収容・処分施設でございますが、この業務に当たりましては、終生飼養と動物愛護意識の普及啓発、あるいは飼い主への指導等も実施するような施設としてまいります。設置場所につきましては、市内の既存施設の活用等も考慮しながら選定してまいります。

また、殺処分につきましては、茨城県動物指導センターへの委託について、県と協議を行ってまいります。

最後に、8の（仮称）水戸市保健所設置の推進といたしまして、(1)の条例の制定及び附属機関の設置ということで、保健所の業務を行う上で必要な条例等の制定、あるいは保健所運営協議会等の附属機関の設置を行ってまいります。

(2)の財政的措置の検討でございますが、施設整備費につきましては補助等がございませんので、市の負担となりますので、経費の縮減等について検討してまいります。

また、運営経費でございますが、地方交付税の増額により、基本的には賄えるものというふうに見込まれますが、今後、財政的な影響について、詳細な見通しを立ててまいります。

雑駁ではございますが、説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

田中委員。

○田中委員 お疲れさまです。

何点か御質問させていただきたいと思います。

9月議会に水戸市保健所設置審議会条例が出されまして、そのとき私は、最終的には反対したんですけれども、そのときもいろいろ、体制の問題、専門職の確保の問題、場所の問題等々ですね、質問させていただきました。先般、和歌山市を委員会として視察して、保健所の所長さんも含め、いろいろお伺いして、大変勉強になったと思っていますんですけれども、その調査を経ても、私としては、水戸市で独自に保健所を構えるということに疑問があるといえますか、大変無理があるんじゃないかという気持ちは今も変わっておりません。

今日、その基本方針が出たわけですけれども、これ、パブリックコメントが出されて、今日、委員会報告ということだと思えますけれども、その上で、今概要版の御説明がありましたけれども、この方針のほうもちょっとめぐりながら、御質問させていただきたいと思っております。

まず、その第1点は、職員構成の問題で、今御説明になった概要版では2ページになるんでしょうかね、組織体制というふうに書いてありまして、具体的な各部門の人数とか、専門職の数とかは出ておりませんが、本編のほうの4ページには、いわゆる今の現状の茨城県の保健所の体制が出ておりまして、全体で54人というふうになっておりますよね。じゃ、水戸はどれぐらいの規模になるのかというのは、16ページには、いわゆる専門職の職名はありますけれども、数はないわけです。

和歌山市はどうだったかといいますと、あそこは人口約36万人で、水戸の1.3倍あるんですけれども、保健所全体では116人ということで、いわゆる水戸市の保健センター的な地域保健課を除いても、63人の体制でした。医者を中心として、さまざまな職員で体制を組まれていたと。

私は水戸の、今の県の保健所が3市3町ということですが、これはまず、人口は大体どれぐらいを対象にしている、54人でやっているのかというのをちょっと、まず最初に聞いておきたいんですけども。

○田口委員長 長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 本編の2ページをごらんいただきますと、その辺も書いてございますが、茨城県水戸保健所の概要の(2)の管轄のところがございますように、水戸保健所は、水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町及び城里町の3市3町を管轄し、管内人口は約47万人ということでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、単純比較はできないかもしれないけれども、和歌山市の場合は約36万人で、今言ったように、保健センター分を除けば63人、含めれば116人という体制なんですよ。その中で、茨城県の保健所がなぜこんなに少ないのかが、ちょっとまだわかりませんが、いずれにしても、主要な部分である水戸市の分が独立をするということでもって、それぞれの業務が拡充できるのかという疑問があるわけです。

専門職の確保という問題は、後半のほうに、本編だと15ページですか、職員の配置が必要だということで、特に、県では、試験検査は衛生研究所及び食肉衛生研究所、犬猫の収容処分は動物指導センターで実施していくということで、それらの職員配置が必要だと、水戸ではですよ。というふうにあります。そうしますと、結局、水戸は独自にこれらを構えなければならないと。つまり、県のように動物指導センターなどに委託するということではできないということではよろしいんですか。その理由も含めてお示しいただけますか。

○田口委員長 長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 茨城県では、水戸保健所以外に、試験検査につきましては、県の衛生研究所に集約して行っています。あるいは、犬猫の収容処分業務につきましては……失礼しました。衛生研究所と、あと食肉の部分につきましては、屠畜検査といまして、食肉衛生検査場で別に行っています。また、犬猫の収容処分につきましては、笠間にあります動物指導センターで行っているということでございます。

これらにつきましては、本来、保健所事務というものの範疇でございますが、茨城県は、そういう効率性とか、県内全体を集約してやるというようなことで、それを分けて、出先機関として別に設けているということでございます。ですので、水戸市で保健所をつくる場合におきましては、それらの業務をあわせて、保健所事務として実施していくというようなことで考えております。

ただし、犬猫の収容処分施設につきましては、場所としては、同じ場所にはならないというふうには考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 つまり、水戸が独立しても、そちらに県のようなスタイルで頼むことはできないわけですね。その理由をもう一度お願いします。

○田口委員長 長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 中核市になりますと、食品衛生法と、あるいは感染症法と、そういったものに係る試験検査は、保健所事務として、中核市の市の事務となります。ですので、みずから試験検査の施設を整備し、検査をやるということになってまいります。ただし、若干の一部委託というのは、それは県と協議を

してまいります。

あと、犬猫の収容処分につきましても、中核市の事務として水戸市においてまいります。先ほど申し上げましたように、殺処分につきましては、県のほうに委託を協議していくというようなことで考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 現状、水戸保健所がこれらの業務を引き受けてやっている中で、独立すると、そういった別の施設、つまり保健センターに増築する保健所だけではなしに、そういう、今御説明があったような施設整備も必要になるということでもよろしいのでしょうか。

それで、財政的措置の検討というのが一番最後に出ていましたけれども、本編でいうと19ページですけれども、市の負担となるというふうにあります。それらの附属施設というのでしょうか、必要となる施設も、同じような枠組みで、市の負担ということになるのでしょうか。

○田口委員長 長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 今後の保健所の施設整備につきましては、基本計画を立ててまいりたいと思えますけれども、基本的には、今の保健センターの部分に増築しながら、その中に入って行く施設としては、試験検査部門もあわせて入れていくようなことで考えております。

別の建物になると、今のところ想定されるのは、犬猫の収容施設というふうに考えてございます。犬猫の収容施設につきましても、同様に水戸市の負担ということでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 なかなか大変だなと思いますが、経費の見通しとかいうのは、具体的にどれくらいというふうに出てはいないのでしょうか。それから、ちょっと話が戻りますけれども、職員体制についても、水戸保健所は54人ですと。水戸保健所の場合は管内人口が、約47万人ですか。水戸は約27万人ですから、そうはいつでも、専門職として必要な数というのは、そんなに減らないのかなとも思いますけれども、どういう体制、つまり人数も含めて、何か見通しが今の段階で立っているのか、立っていないのか、お答えいただきたいと思えます。

○田口委員長 長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 まず第1点、整備費がどのぐらいということかと思うんですが、整備費につきましても、来年度、施設整備の基本計画を立ててまいりますので、その中で施設の規模とか、そういったものも整理いたしまして、その中で整備費というのでも立ててまいりたいと思っております。

あと、体制の問題として、何人ぐらいというお話なんですけれども、他市の事例で、先ほど田中委員さんもおっしゃっていただいたように、50人から60人ぐらいで保健所の部分については賄っているところが多いというふうに、先進事例ではございます。

あと、その中には、先ほど申しました試験検査にかかわるような人員、あとは屠畜場の検査の人員、あるいは犬猫の収容処分に関する人員というのでも含まれた数で、50人から60人というような部分が多いと。

実際に、どういう職種が何人という細かな積み上げまでは、まだできておりません。今、県と移譲事務の概要について調整をしているところでございまして、その移譲事務の概要が、さらに精査をした段階で、どのぐらいの事務量になるんだというようなことで、人役と申しますけれども、それを積み上げて、どのぐら

いの人数が必要かというのは、これから調整させていただきたいというふうに考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 余り具体的なお答えはないわけですが、そこが最も肝心といいますか、体制や経費の問題だと思うんですね。少なくとも水戸市第6次総合計画には、例えば施設整備に何億円見ますよという措置は基本的にないわけですよ。その当時、予算として見込んでいないというもとので、これがやられようとしているということでもあります。

和歌山市の例を言いますと、所長さんもお医者さんで、大変苦勞しているお話もいろいろ聞きましたけれども、基本的な医師の定数は4人なんだけれども、数年前に1人退職してから、3人のままやっているというお話がありました。医師や獣医師の確保に大変苦勞しているんだというお話もあったわけです。

そうしますと、先日、水戸医師会さんとの意見交換会もやりましたけれども、あれは夜間救急の体制の問題等で、小児科医の先生たちがあと10年もたつと、毎日続けられないかもしれないみたいなお話もありましたし、基本的には医師不足が解消していないという現実を、私も改めて実感したわけですが、そういったもとので、今おっしゃったような50人から60人、それはもちろん医師だけではありませんけれども、基本的に看護師、保健師等々ですね、どこも充足していない現実のもとので、そういったことが果たしてできるのかというふうに私は思っているんですけれども、その点は、何か県や、あるいは関係機関と協議等を行って見通しが立っているのか。その点をお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 専門職の確保につきましては、皆様方から御心配のお話をいただいております。確かに、医師の確保、あるいは獣医師の確保等は厳しい状況かという認識は、私どもも持っております。そのため、水戸市医師会を初め、茨城県獣医師会の先生方にも御相談申し上げているというような状況でございまして、具体的にどうという話までは至っておりませんが、御協力をいただくようなことを今御相談をしているというような状況、あるいは茨城県のほうにも、知恵があったら教えていただきたいというようなお話もさせていただいているところでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 私としては最後にしますけれども、基本的には、公衆衛生の向上だとか保健福祉の向上というのは、もちろん目指すべきことだと思うんですけれども、水戸市の保健所の独立設置という問題を見ると、率直に言って、中核市先にありきではないかと感じざるを得ません。今言ったような専門職の状況の推移を見て、充足していて、水戸保健所がいつでもできるというような体制でもないし、また、経費的にも大変お金がかかるという状況が明らかになっているわけですので、そういう点では私は、先ほど申し上げたような和歌山市の保健所体制と、単純比較はできないけれども、率直に言って、充足しているとは言えないと思うんですよ、県の保健所そのものですね。

ですから、私は、水戸市としては、そちらの拡充を求めていくべきではないのかなというふうに思いますので、この点は意見として最後に申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。



高倉委員。

○高倉委員 パブリックコメントを経て、今回基本方針がこういう形で決まったということですがけれども、これまでの論議の中でも、やはりこれから進めていくに当たって、例えば県との役割をどうするのかというような部分とか、また、今お話もございましたけれども、人員の体制であるとか、また、これから市で単独でやらなければいけない施設の整備の課題ですとか、課題が非常に多くあるなどというふうに思うんですね。

特に、水戸市としての方針は決まりました。例えば、水戸市の中に同じ県の保健所がありますよと。その場合、今後、どういった関係になるのか。また、当然、水戸市の人口約27万人分ですね、ここが県の所管から外れるわけですから、県の保健所に与えるいろんな影響もあるだろうというふうに思います。

その辺について、これから県との協議であるとか、また関係団体、医師会であるとか、いろんなところとの協議が非常に大事になってくると思うんですが、こういったことについて、県とか、そういう関係団体との協議を今後どういうふうに行って、また、水戸市として、そういう意見をどういうふうに取り入れていくお考えなのか。その方向性をちょっとお聞かせ願います。

○田口委員長 長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 基本方針をつくる際に、茨城県とも協議をさせていただきまして、先ほどの委託関係とかを中心としてお話をさせていただいて、おおむねこの中身については、県としても受けとめていただいているというような状況でございます。

また、医師会、薬剤師会、あるいは獣医師会、歯科医師会さんとか、非常に大きくお世話になるようなところの団体さんのほうにも、この中身はお見せして、あと審議会にも入っていただいて、御意見を頂戴しているというような状況でございます。

さらに、施設の整備の課題も今後あるわけございまして、その施設の整備を進めるに当たっても、御意見等を伺いながら、その御意見を反映させながら、進めていきたいというふうに考えてございます。もちろん、移譲事務の中身を進めるに当たっての協議というのも行ってまいりたいというふうに考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 その一つ一つをこれから進めるに当たって、そういった協議であるとか検討というのは、非常に大事になってくるんだろうなというふうに思います。

水戸市としてこうしたいんだと言っても、それが例えば、二重で必要なのか、効率的なのかと、そういう部分も出てくると思うんですね。もちろん職員の問題も含めてですね。だから、その辺の詰め方ですね。これから本当に、しっかりと細かい部分を詰めていかないと、基本方針がどういうふうになっていくのかという部分と、大きくかかわってくると思うんですね。

ですので、今日はまだ基本方針が策定された段階ですから、まだわかりませんが、しっかりとそれを進めていただきたいなというふうに思います。

当然、これから水戸市保健所設置審議会等でも、恐らくそういった部分の議論が深まってくるんだろうなというふうに思いますので、また、そういった部分をしっかりと基本方針に反映させながら、この委員会のほうにも随時しっかりと報告いただきながら、議論をさせていただければと思います。今日の段階では、まだちょっと、基本方針の概要が作成された段階なので、いろいろ課題もあるなというふうな受けとめ方です。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 基本方針のほうの12ページなんですけれども、水戸市の現状に即した独自性のある施策の展開、イですね、が書いてあるんですけれども、ここで示されているのは、水戸市としては保健センターで、表6ですね、既に独自の政策も行っていると。

ただ、今回、保健所機能が県からおりてくると、新たに対人保健サービスですよ。あと、対物保健サービスの事務についても、またプラスアルファでおりにくるので、それに合わせて、本市として、より独自のもっときめ細かいサービス、もしくは市民の生命、健康にかかわるものということですが、ここら辺というのは一体、具体的に何がおりにくるか、ちょっと教えてもらいたいですけれども。今、水戸市で既に不妊治療費助成事業だとか妊婦歯科健康診査とかをやっていると。ただ、保健所の機能がおりてくると、県が持っている対人保健及び対物保健サービスの事務についても、市民の生命、健康にかかわる問題に、本市の現状に即した独自性のきめ細かな施策を展開すると。機能として、こういったものがおりにきて、それに対して、こういったサービス展開が可能なのかというのを教えてもらいたいですけれども。

○田口委員長 長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 ざっくりと申し上げますと、14ページをごらんいただきたいと思いますが、ここに、まず総務部門の中の医事に関する事、これは医師免許であるとか、あるいは医療機関の診療所の開設許可であるとか、あるいは立入検査であるとか、そういった医療機関の指導監督というんですか、そういったものですね。あるいは、保健予防部門の難病対策であるとか、肝炎対策であるとか、性感染症対策、この辺が新たにおりにきます。

あと、対物保健の部分で申しますと、生活衛生部分は丸ごと全部なんですけれども、食品衛生関係ですね。飲食店とか、食品の製造、販売であるとか、そういったものの許認可関係であるとか、監視指導の関係ですね。あと、生活衛生関係営業、これは、理容所とか美容所とか、クリーニング店であるとか、旅館であるとか、興行場とか、そういった生活衛生関係営業と言われる営業施設の許認可関係とか指導関係。あとは薬事、これは医薬品販売であるとか、そういったものの指導監督ですね。許認可もあります。

あと、狂犬病予防の部分で、これは野良犬を捕獲するとか、収容して処分するとか、あとは動物の愛護、これは動物、ペットなんかを収容したり、処分したりとか、そういった動物愛護の関係ですね。それに付随いたしまして、試験検査部門がおりにくるというようなことでございます。

独自の施策というのは何があるかという御質問でございますけれども、なかなか今の段階で、これというのは、ちょっとはっきり申し上げられないので、申しわけないんですけれども、対物保健に関しまして、例えば水戸市の現状は、今までは水戸保健所管内で統計データはあったものですので、特に水戸市もそこに直接かかわっていなかったというのがありますので、水戸市の現状を分析した上で、水戸市の現状に特徴的な部分があれば、今までの水戸保健所がやっていたサービスとはまた違うサービスというのも、例えば基準を若干変えるとかですね。同じ事務でも基準を変えると、あるいは、関連した別の施策を考えるととかという

のが考えられるのかなというふうに思います。

例えば、食品衛生法で言いますと、県は独自の条例をつくって、許認可の対象の幅を広げております。その対象、例えば行商に対しても、法では許認可の対象ではないんですけども、茨城県食品衛生条例という条例で、県は許認可の対象にしているというようなことがございます。それは県の独自の考えでやっております。その辺を水戸市として、どういうふうに考えるのかというのもあるかとは思いますが。例えばですけども。

そういったようなことを、水戸市としての考え方で、どうやっていくかというのが問題でございます。

ただ、まだ現状として、水戸市はこれだというのが、ちょっと今のところは検討中ということでございます。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

そうすると、そういった権限がおりてくる中で、そういった権限が本市独自の問題、もしくは本市独自のきめ細かいサービスとしてどういうふうに対応していくかというのは、実際はこれからだということですね。

1点確認なんですけれども、じゃ仮に、そういった権限がおりてきて、そういったきめ細かなサービス、もしくは本市独自の問題に、そんなに差はないような気がするんですけども、仮にあった場合、対応する場合に、これを見ると、建物は自分たちで作りなさいと。ただ、運営に関しては、中核市になって、地方交付税か何かで措置されますという話を書いてありますね。

そこら辺もやるとなると、どういうふうな、財政的なあれというのはカバーしてくれるんですか。そこをちょっと教えてもらいたいですけれども。

○田口委員長 長須賀保健福祉部参事。

○長須賀保健福祉部参事 その辺につきましては、ちょっと今後、詳細にお調べしたいというふうに考えておりますけれども、恐らく独自の部分は、独自の歳出になると思います。法的に決まっている部分でおりてくる部分、あるいは県から委任される部分、その辺が財源措置されるというふうに考えております。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 いろいろお聞きしておりましたけれども、今いろいろな説明の中で、問題は、水戸市が財政負担を負ってもやるよということを、市長の考え方の中で決めたという中で、今進んでいるんだろうと思うんですけども、水戸に保健所を設置することによって、47万人から27万人抜けた茨城県の保健所、いわゆる水戸の中にある水戸保健所と水戸市が運営する（仮称）水戸市保健所、このあり方だよ、問題はね。水戸の中に2つの保健所が、いわゆる権限を持ったものがあるということになるわけで、逆に言うと非常に複雑になってしまう部分があるのかなと。

それから、水戸市の中に保健所を設置することによって、逆に水戸市民にとって保健所を設置していただくために、どんな利益というか、利便性というか、こういうものがあるんだろうかというところが、この基本方針の中にはまだ出ていない。要はね、市長さんがよく説明するのは、屋台の許認可ができるんだとかということを、よく事例の一つとしてお話をするけれども、屋台を一つつくるために、この保健所ができる

ということではないと思うんだ。

だから、この基本方針が、今日こういうふうに表示されて、これがひとり歩きするようになってきたときに、逆に言うと、保健所があるために、水戸市民はどういうふうな健康的なもの、いわゆる身にかかわるものの中で、利益やメリットというものも、もうそろそろ、ある程度出してきていただかないと、やはりまずいのかなと。

それと、中核市に移行するときに保健所をつくるということだけれども、これってタイムスケジュールがあるはずだね。要は、中核市っていつごろに移行して、それまでに何年あるから、今基本方針を出して、そして、今度は基本方針に基づいた業務の整理をして、そして建築に取りかかる。建築にどのぐらいかかるから、設計にどのぐらいかかるから、タイムラグから見て今なんだということで、これを出してきているんだろうと思うんだよね。ただ単に、先が見えないのにこれを出してきているわけじゃなくて、ある程度の想定の中で、今基本方針を出すということが大事なんだということで、今アドバランを上げているんだと思うんだ。

この辺のところを、やっぱりよく中で検討していただいて、そして、保健所ができる、もしくは中核市になる、これまでにどういう手順でやっていくんだということが、ある程度私たち委員会のほうにも示していただかないと、突発的に基本方針が出ましたよ、今度これですよ。じゃいつやるの。それはまだ先の話でわからないんだということでは、非常に我々としても審議の過程がとれないわけだ。

その辺を、今日、副市長さんもお見えになっているので、聞いていると思いますから、よく内部で検討していただいて、そして次回以降に、何かこういう機会があるとすれば、少なくともそのときには、ある程度の道筋というか、そういったものを、やっぱりしっかりと発表していただきたいということと、それから、保健所ができることによって、地方交付税がおりてくるから、水戸市民が水戸の財政負担はないからいいべという話ではないと思うんだよね。

やっぱり我々の税金で地方交付税がおりてくる。そうすると、そのお金を使って（仮称）水戸市保健所ができるということになるとすれば、水戸市民にとって、茨城県の保健所でやっていただくよりも、こんなメリット、こんなことがあるんですよ、だから今、水戸市は無理してでも中核市になって、保健所をつくっていくんだ、このことが大事なんだということを、やっぱり市民の方々に少しでも理解してもらおう。こういうことにならないと、ただ単に行政の複雑化を招くだけだと、こういう誤解もいただいちゃうんで、ぜひそういうところも含めて検討していただきたいと、意見だけ申し上げておきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、水戸市指定文化財の指定について、執行部から説明願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 それでは、水戸市指定文化財の指定について御説明いたします。

歴史文化財課提出の資料1ページをごらんください。

去る平成28年1月21日、水戸市文化財保護審議会が開催されまして、新たに2件の物件を水戸市指定

文化財に指定するよう、水戸市教育委員会に対して答申がなされましたので、教育委員会を開催し、記載の物件を水戸市指定無形民俗文化財及び水戸市指定史跡に平成28年1月29日付で指定したものでございます。

1件目の吉田神社の秋季祭礼につきましては、1の区分は市指定無形民俗文化財、2の保持団体は宗教法人吉田神社、代表者は代表役員田所悠紀男、3の所在地は水戸市宮内町3193番地の2でございます。

4の指定日は、平成28年1月29日でございます。

5の概要でございますが、吉田神社は日本武尊を祭り、延喜式では名神大社に列せられ、古くから高い社格と長い歴史を有し、常陸国第三宮と称され、厚い崇敬を受ける神社でございます。

吉田神社の秋季祭礼は、10月15日に近い金曜、土曜、日曜日の3日間にわたって行われる祭礼でございます。1日目が、例大祭の神事と降神の儀や、おはやしの競演が行われる夜祭、2日目と3日目が、御神体をみこしに乗せ、氏子町内を回り神社に戻る神幸祭、還幸祭が行われます。2日目、神幸祭は、御輿発興式、三角山神事、舟渡神事、小祭典、3日目の還幸祭は、仮殿発興式、宮入り祭典などが行われます。

行列には、7基の山車や台町のささらが加わります。江戸時代後期の記録には、毎年9月15日に行われる吉田神社祭祀、吉田祭、吉田明神祭と記載がございまして、第二次世界大戦の数年間を除いて長く継続して実施されております。

祭りの主要部分であります神幸祭、還幸祭は、茨城の太平洋岸に見られます神事の一特色である磯出、浜降りの要素を含む貴重な事例として考えられております。また、山車運行など、住民の祭礼への参加意識が非常に高い祭礼でございます。下市の祭礼として住民に定着しております。さらに、祭礼の運営、保存のための組織も整っておりまして、伝承の保持も十分に期待できるものでございます。

2ページをごらんください。

2件目の水戸城跡につきましては、1の区分は市指定史跡、2の所有者は水戸市道路管理者、水戸市長高橋靖、国立大学法人茨城大学学長三村信男、3の所在地は水戸市三の丸2丁目1番1、水戸市三の丸2丁目1番355、4の指定日は平成28年1月29日でございます。

この概要でございますが、水戸城は、12世紀末から13世紀初頭に馬場大掾氏が城館を備えまして以来、江戸氏、佐竹氏、徳川氏と城主が変わるごとに拡張が繰り返された、中世から近世の城館跡でございます。陸路、水運の要衝に立地しまして、また天然の要害であったことから、いずれも地域支配の中核的城館として利用されまして、特に近世には水戸藩の居城となるなど、相応の歴史的意義を有しております。

主郭部分は、上市台地の地形を利用しまして、3カ所に堀切が設けられまして、4つのくるわを構築し、下の丸、本丸、二の丸、三の丸と呼ばれまして、それぞれのくるわに土塁を設けておりました。とりわけ本丸、二の丸、三の丸土塁と堀切は壮大でございまして、土づくりの平山城としましては、国内最大級の規模を有するとされております。

平成5年より、41次にわたりまして埋蔵文化財の発掘調査を実施しておりまして、各くるわにおける土地利用の変遷が明らかになりつつあります。特に、大手門及び二の丸隅やぐらの範囲確認調査では、各建造物の範囲が確認されたところでございます。

3ページをごらんください。

大手門、二の丸隅やぐらの周辺につきましては、昭和42年に茨城県指定史跡に1万2,000平方メートルが指定されておりまして、今回は、それ以外の部分の大手門建設予定地の底地と二の丸隅やぐら及び南側土塀建設予定地の底地など、面積5,680平方メートルを市指定史跡に指定するものでございます。

4ページをごらんください。

4ページからは、国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財などの水戸市の文化財の一覧を記載しております。

7ページをごらんください。

指定文化財の数でございますが、国指定文化財18件、県指定文化財70件、市指定文化財は今回2件が加わりまして、ちょうど100件になりまして、指定文化財の合計は188件になったところでございます。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

高倉委員。

○**高倉委員** 今回、2件が指定文化財の指定になったということなんですが、ちょっとお聞きしたいんですけども、水戸市の指定文化財を指定するに当たって、例えば指定の基準であるとか、そういったものはどういふものなのかと。あと、指定されると、例えば市のほうで、どういう支援を行っていくのか。この2点、教えてください。

○**田口委員長** 白石歴史文化財課長。

○**白石歴史文化財課長** 市指定文化財の指定でございますが、まず、所持団体などから指定の申請がなされます。それに基づきまして、水戸市文化財保護審議会のほうに教育委員会が諮問しまして、その諮問に基づきまして、審議会のほうで調査、そして審議すると。その審議の結果、これが妥当というふうに判断された場合は、答申がされまして、答申に基づいて、教育委員会で指定するという手続となっております。

そちらの指定文化財の判断基準でございますが、そちらにつきましては、その文化財が、まず顕著な価値を有しているかどうか。また、その内容が顕著な価値を有しているかどうか。そして、保存団体、保護の体制が整っているかどうか、この3つの基準に基づきまして審議されまして、十分な価値を有しているだろうという判断がなされた場合は、審議会において答申がなされるという仕組みになっております。

以上でございます。

[「市の支援は」と呼ぶ者あり]

○**白石歴史文化財課長** 失礼しました。市の支援でございますが、こちらにつきましては、文化財の伝承、保存に、予算の範囲ではございますが、補助金を交付することができます。また、文化財をしっかりと後世に残すという機運の醸成を図るために、市といたしまして、そのPRに努めてまいるということになっております。

○**田口委員長** 高倉委員。

○**高倉委員** わかりました。

水戸市文化財保護審議会等を経て、歴史的価値を有しているものをしっかり審議した上で、こういう指定がなされていると。また、財政的な予算の措置もできるということですね。

ここに書いてございます、さまざまな有形でありますとか無形でありますとか、いろんな文化財が水戸市でも指定をされているということで、やはり、こういったものを後世にしっかりと残していく、また傳承していくというのは、非常に大事だろうというふうに思います。

その上で、やはりしっかりとした支援体制ですね。これは、財政面としてももちろんですけども、やはりそれを保存していく上で、もしかしたらこれは保護の体制が整っているところばかりではないのかもしれないですね。ただ、やはりそれを残していく価値があるんだと認めたものに対しては、しっかりと支援をしていていただきたいなというふうに思います。

それで今回2件が指定になりましたけれども、例えば現状で、ほかにも申請されていて、そういった指定を待っているというようなものがあるのでしょうか。ちょっとその点、お聞かせください。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいま審議会のほうで継続審議になっているものはございまして、その代表例といたしましては、黄門料理などが該当しております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。そういったものも、これからそういった審議会の中で、しっかりと審議されるだろうというふうに思います。

もう1点だけ、ちょっとお聞かせください。今回指定された水戸城跡の部分で、これは3ページに、県のほうでこれまで指定された部分と、今回新たに水戸市のほうで指定するという箇所が、並立しているというのか、これまで県の指定になっていなかったところが、今回、水戸市の指定文化財になったということでもありますけれども、こういった場合の、先ほどちょっと支援のあり方を聞きましたけれども、県のほうで指定している部分と水戸市の指定する部分の支援のあり方って、変わるのでしょうかね。物的には一体的にはなっているかと思うんですが、支援が分かれてしまうと、こういったことがあるのでしょうか。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問でございますが、県の指定範囲につきましては、こちらは県の補助金を活用できるという仕組みになっております。

ただ、昭和42年の段階で、やはり指定されたときに、所有者の同意というものが必要でございますので、当時、県の指定範囲1万2,000平米までしか同意が得られなかったというふうにかがっております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

今回、ここを整備するというところもあるんでしょうけれども、こういった形で分かれたんでしょう。

ただ、やはりここは、今後、一体的なものとして、整備であるとか、いろいろやっていくんだらうと思うし、また今後、大手門であるとか隅やぐら、こういったものも再興されていくわけですよ。

やはり、その保存のあり方でありまして支援のあり方等も、もうちょっと、やはり一体的に考えていく必要もあるのかなというふうに思いますので、今回市指定ですから、その辺は、県とのかかわりもしっかりと考えていただいて、しっかりと保存、傳承できるような体制をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 関連する質問になると思いますが、吉田神社の秋季祭礼は、毎年この時期が来たなと思って、私も近いので見学に行くこともありますけれども、先ほど、申請、諮問、答申、指定という流れを御説明いただいたんですが、後ろの市指定文化財100件ですか、見ますと、基本的には団体の申請なんだということですが、有名な、例えば薬王院とか六地藏寺なんかは、かなり、大体の所蔵物が指定になっているのかなと思って見ましたけれども、考えてみますと、水戸市は歴史や文化を大事にするという行政をうたっているわけで、寺社仏閣はもっとたくさんありますよね。

そうすると、そういう団体からは、余り申請がなされていないということなのかと思ったわけですが、それは、その裏返しとして、例えばさっき、支援策として、補助金を交付することができるというお話がありましたし、PRの話もありましたが、基本的には継続した補助ということではないのか。いわゆる、何かの折に補助をすとか、修復とかです、そういう類いのものなのか。

つまり、歴史や文化を大事にするという観点からいくと、戦災を逃れて生き延びた文化財というのは積極的に守らないと、だんだん経年して、保存の体制も弱まるかもしれないしということで、それなりの積極的な支援策がないと、だんだんなくなってしまうおそれもある。もともとそういうものだと思うんですけども、そういう支援の具体的な中身を、もうちょっとお示しいただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、指定をした以上、保存の責任というのは、もちろん関係団体もあると思いますが、市にも生じてくると思うんですけども、これらの100件ですか、現状どうなっているのかというようなことは、その都度何か確認されるようなことも並行してやっておられるのか。その2点をお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問でございますが、補助金につきましては、大串のささらばやしなど、後継者の育成がだんだん困難になってきているものにつきましては、継続的に出しているものもございますが、基本的に補助金につきましては、例えば東日本大震災のような、予期せぬ事故、天変地異に伴います毀損、そして経年劣化、風化による毀損などに対しまして、予算の範囲内で補助金を交付するというような考え方でございます。

また、現在の文化財の確認でございますが、国や県の指定文化財につきましては県とともに、そして、市の文化財につきましては、随時確認に回っているところでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、指定されて、格が上がる上がらないはないと思うんですけども、価値が公式に認められるという、文化財にとってのメリットといいますか、そういうことはあるのかと思います。

基本的には、保存というのは、所有団体等に任されているという感じだと思うんですよね、率直に言いますと。そうすると、やっぱり水戸には、もっとたくさんの寺社仏閣があつて、それぞれに価値あるものももっとあるはずだと思うんですよね。だから、私は、そういう点では、積極的な姿勢を行政が示せば、それ



なりに指定の数もふえていくんじゃないのかなというふうに思うので、そういった点は、ぜひ検討されたらどうかというふうに思います。

参考までに、皆さん御存じかもしれませんが、川越市なんかを視察しますと、川越市は蔵のまちで、それを行政も支援して保存しており、それが観光の拠点にもなっているという自治体もあるわけですので、その辺が、まだまだちょっと水戸市には足りないのかなと思いましたので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 ちょっと田中委員の関連になるんですけども、今回、また水戸市の指定文化財が有形、無形で、いろいろとふえていくということは、歴史のまち水戸としては、非常に大事なんじゃないかなと思っていますし、そういったものをこれからも市民に広めていくということは大事だと思います。

そこですごく気になったんですけども、ここに関連として、文化財の一覧が、国指定、県指定、市指定ということであるんですけども、水戸市といえば、先ほど話したとおり、歴史のまちということで、神社仏閣の保護とかも大事なんですけれども、例えば徳川ミュージアムがございますよね。あれとか見ると、全然入っていないんですよ。

もちろん、先ほどの話だと、基本申請だと。申請がないからということなんでしょうけれども、御三家の水戸とすれば、あれこそが水戸の誇るべき歴史財産かと思うんですが、ああいうのは違うもので保護されているものなのか。それとも、あれは多分財団ですかね、財団等というのは、そういったものの指定を受けられないとか、いずれにしても、ああいったものが、水戸市の歴史を語る上で欠かせないものだと思うんですけども、この指定に、申請がないからというものもあるんでしょうけれども、どういった取り扱いになっているのかというのを教えていただければありがたいんですけども。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいま御質問がございました徳川ミュージアム所蔵の文化財につきましては、徳川ミュージアムのほうと今後協議しまして、そういう所蔵につきましては、やっていく必要がございしますが、現在、徳川ミュージアムにつきましては、ミュージアムの本体が東京ということもございまして、茨城県の管理として、今まで、なかなかこういう登録に指定してこなかったという経緯もございしますので、それにつきましては、今後、徳川ミュージアム様のほうとも協議してまいりたいと考えております。

○田口委員長 中里教育部長。

○中里教育部長 ちょっとつけ加えさせていただきたいんですが、ただいまの御質問の徳川ミュージアムの資料に関しましては、旧財団法人水府明德会というところが資料を持っているということになっております。

水府明德会の所在地が東京でございまして、したがって、徳川ミュージアムの資料の中には、国の重要文化財が相当数ございまして、さらに、調査をしていない貴重な資料もたくさんございまして、国の重要文化財になっているようなものは、東京の区が申請をしまして、東京都を經由して、文化庁で指定を受けているという現状でございまして、水戸市と茨城県とは違う経路で、国の重要文化財の指定になっているということでございます。

あわせて、現在、徳川家と水戸市で今、一生懸命、徳川の資料の調査をしている最中ではございますが、およそ6万点あると言われていた工芸品と書類を、今後も共同で調査をしながら、いい資料が出たときは、水戸市と徳川家とで共同で記者発表していくというような中身になっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

そうすると、レベルが違うんだという話なのかなと思うんですけども、ただ、やっぱりすごく大事だと思うんですね。というのは、これだけ徳川の歴史を語る上で、水戸が、水戸光圀を初め、いろいろある中で、あそこはもう国の重要文化財として、区のほうでやっているといっても、恐らくあそこに6万点全部があると思っておりますけれども、展示してあるものというのは水戸市にありますので、そこら辺はぜひ、ここに書いても別にいいんじゃないかと思うんですね、別枠で。

市指定文化財ではないけれども、徳川ミュージアムとして、こうやって所蔵しているということで書いたほうが、水戸市としては、何かしっくりくるというか、そうあるべきだと思いますので、ぜひ国の重要文化財として、徳川ミュージアムでこういったものを所蔵しているということは、普通に記載して行って、別枠として。もしくはこれ、水戸市としても指定することは、法律的にできないということの意味するということですか、逆に言えば。

〔「自治体が違いますんで」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 基本的にだめだということですね。なるほど、わかりました。

いずれにしても、徳川ミュージアムとしては、やっぱり所在地は水戸ですので、そこら辺はぜひ、逆にPRしていただきたいと思いますのを込めて、意見として、要望として言っておきます。

以上です。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今ちょっと気がついたので。神幸祭の中に2つ、3つ書いてあるね。詳細まで入れると4つ書いてあるんだけど、真ん中の三角山神事というのがあったよね、これ。恐らく舟渡神事というのは、千波舟付というのがあって、そのころからの流れの中で、要するに、お祭りのときに船で出て行って、お祭り、神事をしたという、その出発式をやったということだと思っておりますけれども、三角山神事というのは、この辺に何かそういう山が昔あってということなのか、ちょっと、この神事ってどういう内容か、御存じだったら教えていただきたい。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 こちらは、日本武尊が蝦夷征伐のときに、吉田神社の今の場所でお休みになったという言い伝えがございまして、そこの敷地内にある三角山を祭っております、出発のときにそこを3回回って出ていくという、そういう祭典というか、儀式でございまして。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと確認ですけども、吉田神社がある台地が三角山なんですか。

〔「そこの中にある」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 吉田神社の境内に行くと、何かみんな平らで、ちょっと私はその三角山という印象がないんだけど、わからなければいいですよ。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 吉田神社全体ではございませんで、吉田神社の鳥居の階段を上がったところにこんもりした場所がございまして、あそこを三角山と呼んでいるようでございます。

○袴塚委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、この文化財の資料の中に、実は今、木本委員から徳川の歴史があつて、そこには有形、無形含めて、いろんなものがあるんじゃないかということでありました。自治体が違うんでというお話もありましたけれども、水戸の歴史を語れば、江戸氏、馬場氏というのが出てくる。昔の、いわゆる台渡里廃寺跡等にもそういう豪族がいて、一盛長者がいて云々ということがあるわけですけども、そういった類いの、いわゆる近年の歴史じゃなくて、さらに前の歴史みたいなものの発掘というか、発見というか、そういうふうなものに対して、何か歴史を語る上で求めているような、そういう作業というのは、これまでおやりになっているんでしょうか、ないんでしょうか。

申請主義だといっても、やっぱり水戸の歴史って、徳川400年の歴史だけではないと思うんですね。やっぱり水戸に居を構えて、いわゆる今度の水戸城跡の中でも、江戸氏がどうのこうのという、それを後の殿様が来てというような話の中で、現在、最後に残った徳川が、いわゆる大政奉還をしたということも含めて、水戸の歴史の中では御三家、水戸光圀、これが余りにも大きく出過ぎている。このために、その前の歴史が消えてしまっているという部分もあるのかなというふうに思うんですが、水戸のいわゆる歴史文化財という中であつては、そういう歴史をたどることも大事なのかなというふうに思うんですが、この辺についても、ぜひ御検討いただいて、そういう文化財を持っている方、もしくは、水戸市がそういうものに対して、広く求めていますよと、こういうふうなことをしていきながら、水戸の歴史をもう少し奥深いものにしていくという努力も大事なのかなというふうに思いますんで、ぜひそういったところにもお力添えをいただきたい。意見だけ申し上げておきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、この件については終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 せっかくの機会ですから、成人式がこの間見事に行われて、すばらしかったのか、すばらしくなかったのか、よくわかりませんが、いろんな形の中では、水戸という媒体が、メディアの中にかなり出されて、露出させていただいたということについては、水戸という名前を売るについては、大変よかった成人式なのかなと。

一方では、成人式のあり方が問われている成人式でもあったというふうに思っていますが、新たな審議会が何かをつくって、成人式のあり方について水戸市でも考えますよと、こういうふうなお話が、テレビもし

くは新聞等であったように記憶しております。その後、水戸市では、若い方たちを中心にお集めになって意見を聞いてということをおやりになっていくつもりですが、その審議の仕方というのは、どのような審議の仕方をしていくお考えになっているのか。市長の考え方もあるんだと思いますけれども、わかる範囲で結構ですから、御説明いただければと。

○田口委員長 塚原参事兼生涯学習課長。

○塚原教育委員会事務局教育部参事兼生涯学習課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まずは、今回の成人式が非常に混乱したことについては、おわびを申し上げたいと思います。

ただいまの袴塚議員さんの御質問でございますけれども、本市といたしましては、これを機に、成人式のあり方をいろんな方向から1度検討しようということで、検討委員会を立ち上げて、いろいろ話し合いをしようということで今進めております。

その中で、若い世代を中心に集まっていただいて、若い感覚のものも取り入れる。当然その中には、学識経験者等々も入っていただきまして、いろんなところの意見も取り入れながら進めていきたいと考えております。構成員や人数については今検討中でございますので、できるだけ早い時期に立ち上げて、結果も早い時期に出していきたいと考えております。

以上でございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いい御答弁ありがとうございました。

いずれにしても、この成人式は、一つの、やはり人生の、大人への区切りという中では、大事な式典だというふうに思います。

それと、もう一つは、政治的には参政権が18歳からになったということで、果たして二十の成人式がいいのだろうか。それとも、今まで成人式で配っていた資料の中に、選挙権が得られますよ、義務と責任が生じますよと、こういうふうなアナウンスもあったというふうに思っています。それとの絡みをどういうふうにするのかと。こういうところも含めて、さらによい成人式ができるように検討していただきたい。要望しておきます。

それから、消防で、まだデビューしていない課長さんがおいでになるということで、今日ちょっと御質問させていただこうかなと思っておりますが、救急についてでありますけれども、救急救命で搬送された中で、お医者さんの意見等を聞きながら、ドクターカーの搬送なんかについては検証するということになっているわけでありましてけれども、本市においては、どういった事例があって、そして、搬送するときの対応がどうだったのか、こうだったのかというようなことの結果というか、そういった論議をどのような形でされているのか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの袴塚委員のドクターカーについての御質問についてお答えいたします。

ドクターカーにつきましては、心肺停止状態で亡くなった方につきましては、救急車の出動も同様でございますが、救急の事案につきましては、事後検証するという仕組みになってございます。病院収容時に、ドクターに傷病名をもらった後、救急隊がどのような活動をしてそこに至ったかというのを、検証票という形

で医者の方に提出いたしまして、一次検証、二次検証を踏まえまして、反省を踏まえて、今後の活動に生かしていくような仕組みづくりをして、今、救急隊とともに教育をしているところでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 去年あたりで、こういった事例というのはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの袴塚委員の質問にお答えいたします。

ドクターカーの出動の例を挙げますと、去年は741件出動がありまして、急病というか、心肺停止に至った事例は、救急搬送、ドクターカー搬送の中で239件ございました。この中で、先ほども言ったように、救急隊の出動に関して検証して、さらなるレベルアップを図っているところでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

いずれにしても、ドクターカーを出動させて、そして救急搬送する。それから、ドクターがいなくても救急搬送する。そして、その救急搬送の仕方が、そういう措置が果たしてよかったのかどうなのか。もう少しこういう措置をすべきではなかったのか。こういったことをやっぱり検証していくということが、いわゆる救急隊員のスキル、レベルをアップすると、こういうことにつながるんだと思うんですね。

こういうふうな研修会というのは、ドクターを交えて、年に何回か定期的におやりになっているのか。それとも、事例を含めて、例えば、こういう事例だから、ちょっとこれは研修したほうがいいよというようなことをいただいて研修をしているのか。この辺について、ちょっと説明していただいてよろしいですか。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 今の御質問にお答えします。

もちろん救急の、特に、先ほども言ったような心肺停止で亡くなった方の事例を含めて、また、特異な事例ですね。熱傷で亡くなったとか、高エネルギー外傷で亡くなったとか、そういった特異な事例を踏まえまして、事後検証は行っております。

検証の頻度につきましては、3カ月に一度くらいにまとめて、医師を交え、医療機関側と救急隊員が一堂に会しまして、議論を深めているところでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 じゃ、これで終わりにしますけれども、いずれにしても、ぐあいが悪くなりました、救急車を呼びました。救急車が来るまでに、また結構時間がかかる。それから、救急車が今度はスタートする、受け入れ先を求めるまでに、やっぱり時間がかかっている、これが現状だと思うんですね。

恐らく今、30分を超えているんだと思うんですよ、救急車がスタートして搬送されるまでの時間というのは。ですから、できるだけ短時間に縮小するような医師との連携、情報収集、こういったものを的確にやっていただくということを含めて、やはりおけるとすれば、いわゆる搬送中の処置の仕方というのが物すごく重要になるわけですね。ですから、そういったところの救急隊員の、いわゆるレベルを上げると。こういうことも含めて、ぜひ頑張っていたきたい。

それから、ちょっとだけ救急車の乗り心地について言いますと、これ、余り乗り心地がよくないんだわ。

私も乗せていただいた経験があつて、大変ありがたかつたんですけども、どうも乗り心地が悪い。今度、もし救急車を購入というような状況になったときに、ストレッチャーをかえるか、もしくは、何か乗り心地がいいようなシステムが今ないのかどうかね。あれはちょっと検討していただいたほうがいいなということ  
を余談を交えて、ありがとうございました。すみません。

○田口委員長 体験談をもとに、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございせんか。

〔「体験者はしゃべらないと、こういうところでな」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時21分 散会